

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【公表番号】特表2007-530624(P2007-530624A)

【公表日】平成19年11月1日(2007.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-042

【出願番号】特願2007-505492(P2007-505492)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/37 (2006.01)  
A 6 1 K 31/7004 (2006.01)  
A 6 1 K 31/231 (2006.01)  
A 6 1 K 31/232 (2006.01)  
A 6 1 K 31/505 (2006.01)  
A 6 1 K 31/663 (2006.01)  
A 6 1 K 31/662 (2006.01)  
A 6 1 P 17/00 (2006.01)  
A 6 1 P 29/00 (2006.01)  
A 6 1 P 37/08 (2006.01)  
A 6 1 P 17/06 (2006.01)  
A 6 1 P 17/16 (2006.01)  
A 6 1 P 17/18 (2006.01)  
A 6 1 K 8/49 (2006.01)  
A 6 1 K 8/55 (2006.01)  
A 6 1 K 8/60 (2006.01)  
A 6 1 Q 19/00 (2006.01)  
A 6 1 Q 17/04 (2006.01)  
A 6 1 K 35/66 (2006.01)  
A 6 1 K 36/18 (2006.01)  
A 6 1 K 8/99 (2006.01)  
A 6 1 K 8/97 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/37  
A 6 1 K 31/7004  
A 6 1 K 31/231  
A 6 1 K 31/232  
A 6 1 K 31/505  
A 6 1 K 31/663  
A 6 1 K 31/662  
A 6 1 P 17/00  
A 6 1 P 29/00  
A 6 1 P 37/08  
A 6 1 P 17/06  
A 6 1 P 17/16  
A 6 1 P 17/18  
A 6 1 K 8/49  
A 6 1 K 8/55  
A 6 1 K 8/60  
A 6 1 Q 19/00  
A 6 1 Q 17/04

A 6 1 K 35/66  
A 6 1 K 35/78 C  
A 6 1 K 8/99  
A 6 1 K 8/97

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月31日(2008.3.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

極限環境微生物 (extremophilic microorganism) から生じるオスモライト (osmolyte) および不飽和脂肪酸を含有する天然油および脂肪を含む製剤であって、前記製剤が、該製剤の全重量に基づいて少なくとも1種類のオスモライトを0.01-50重量%含有することを特徴とする製剤。

【請求項2】

前記製剤が、0.05-10重量%のオスモライトを含有することを特徴とする請求項1記載の製剤。

【請求項3】

前記製剤が、0.01-50重量%の天然油および脂肪を含有することを特徴とする請求項1または2記載の製剤。

【請求項4】

前記製剤が、0.05-10重量%の天然油および脂肪を含有することを特徴とする請求項3記載の製剤。

【請求項5】

前記製剤が、月見草の油 (Oleum Oenotherae) を含有することを特徴とする請求項1から4いずれか1項記載の製剤。

【請求項6】

エクトイン (ectoine)、ヒドロキシエクトイン、cDPG、DGP、フィロイン (firoin)、フィロインAおよび/またはジイノシトールリン酸がオスモライトとして使用されることを特徴とする請求項1から5いずれか1項記載の製剤。

【請求項7】

皮膚への化粧用途のための請求項1から6いずれか1項記載の製剤。

【請求項8】

前記製剤が、溶液、懸濁液、エマルジョン、ペースト、軟膏、ゲル、クリーム、ローション、パウダー、石鹼、界面活性剤含有洗浄剤、オイル、リップスティック、マスカラ、アイライナー、アイシャドウ、口紅、粉末、エマルジョンおよびワックス化粧品、日焼け止め剤、日焼け前および後の処理剤、ヘアトニック、絆創膏、包帯またはスプレーの形態で供給されることを特徴とする請求項7記載の化粧品製剤。

【請求項9】

不飽和脂肪酸の安定化および/または保存のための、極限環境微生物から生じるオスモライトの使用方法。

【請求項10】

前記利用されるオスモライトが、製剤全体に対して0.01-50重量%の量で存在することを特徴とする請求項9記載の方法。

【請求項11】

前記製剤が、0.05-10重量%のオスモライトを含有することを特徴とする請求項9また

は 10 記載の方法。

【請求項 12】

エクトイン、ヒドロキシエクトイン、cDPG、DGP、フィロイン、フィロインAおよび/またはジイノシトールリン酸がオスモライトとして使用されることを特徴とする請求項9から11いずれか1項記載の方法。

【請求項 13】

月見草の油 (Oleum Oenotherae) の安定化のための、請求項9から12いずれか1項記載の方法。

【請求項 14】

化粧および皮膚の分野での局所使用のための製剤を產生するための、極限環境微生物から生じるオスモライト。

【請求項 15】

非常に乾燥し、炎症を起こし、鱗状の、問題のある皮膚の手入れおよびケアのため、アトピー性皮膚炎、乾癬および他の炎症性の皮膚病の場合の炎症を起こした皮膚の手入れおよびケアのため、物理的、化学的および生物学的影響、特にUVおよびIR放射および変性物質に対するヒトの皮膚細胞の保護および安定化のため、皮膚のミクロフローラ (microflora) の保護のため、天然の皮膚バリアの安定化のため、およびフリーラジカルスカベンジャー (scavenger) および/または酸化防止剤としての、化粧品製剤を產生するための請求項14記載のオスモライト。

【請求項 16】

アトピー性皮膚炎、乾癬および他の炎症性の皮膚病並びに湿疹の手入れ、ケア、予防または治療のための医薬品および/または薬剤を產生するための請求項14記載のオスモライト。

【請求項 17】

前記オスモライトがエクトインまたはヒドロキシエクトインであることを特徴とする請求項14から16いずれか1項記載のオスモライト。

【請求項 18】

溶液、懸濁液、エマルジョン、ペースト、軟膏、ゲル、クリーム、ローション、パウダー、石鹼、界面活性剤含有洗浄剤、オイル、リップスティック、マスカラ、アイライナー、アイシャドウ、口紅、粉末、エマルジョンおよびワックス化粧品、日焼け止め剤、日焼け前および後の処理剤、ヘアトニック、絆創膏、包帯またはスプレーの形態の請求項14から17いずれか1項記載のオスモライト。

【請求項 19】

前記製剤がさらに、少なくとも1つのUVフィルター、酵素、ビタミン、ビタミン誘導体および/またはタンパク質を含有することを特徴とする請求項18記載のオスモライト。